民間投資促進特区(ものづくり産業版)への区域追加申請について

宮城県および県内33市町村と共同申請し、本年2月9日に認定された民間投資促進 特区(ものづくり産業版)*では、市内の7カ所が税制上の特例を受ける復興産業集積 区域に指定されている。

今回、ものづくり産業の集積・振興をさらに進め、早期復興と安定的な雇用の確保を 図るため、仙台港背後地の流通業務地区を新たに区域追加することについて、宮城県等 と共同で国へ申請を行う。

1 追加申請する区域

仙台港背後地 流通業務地区(資料3-2 参照)

2 国への申請時期

共同申請を行う宮城県及び他市町の協議が整い次第申請予定

※ 民間投資促進特区(ものづくり産業版)の概要(平成24年2月9日認定)

- (1)計画作成主体 宮城県および県内34市町村
- (2) 特例の内容 復興産業集積区域における税制上の特例
- (3)集積を目指す業種

ものづくり産業(製造業)8業種

- ①自動車関連産業、②高度電子機械産業、③食品関連産業、④木材関連産業、
- ⑤医療・健康関連産業、⑥クリーンエネルギー関連産業、⑦航空宇宙関連産業、
- ⑧船舶関連産業

(4) 復興産業集積区域

仙台市内は、以下の7カ所(資料3-2 参照)

- ①仙台港周辺地区、②泉パークタウン、③泉インターシティ、④松原工業団地、
- ⑤南吉成リサーチパーク、⑥生出地区の区画整理予定地、⑦東部の工業専用・ 準工業地域(扇町、日ノ出町、卸町東地区等)